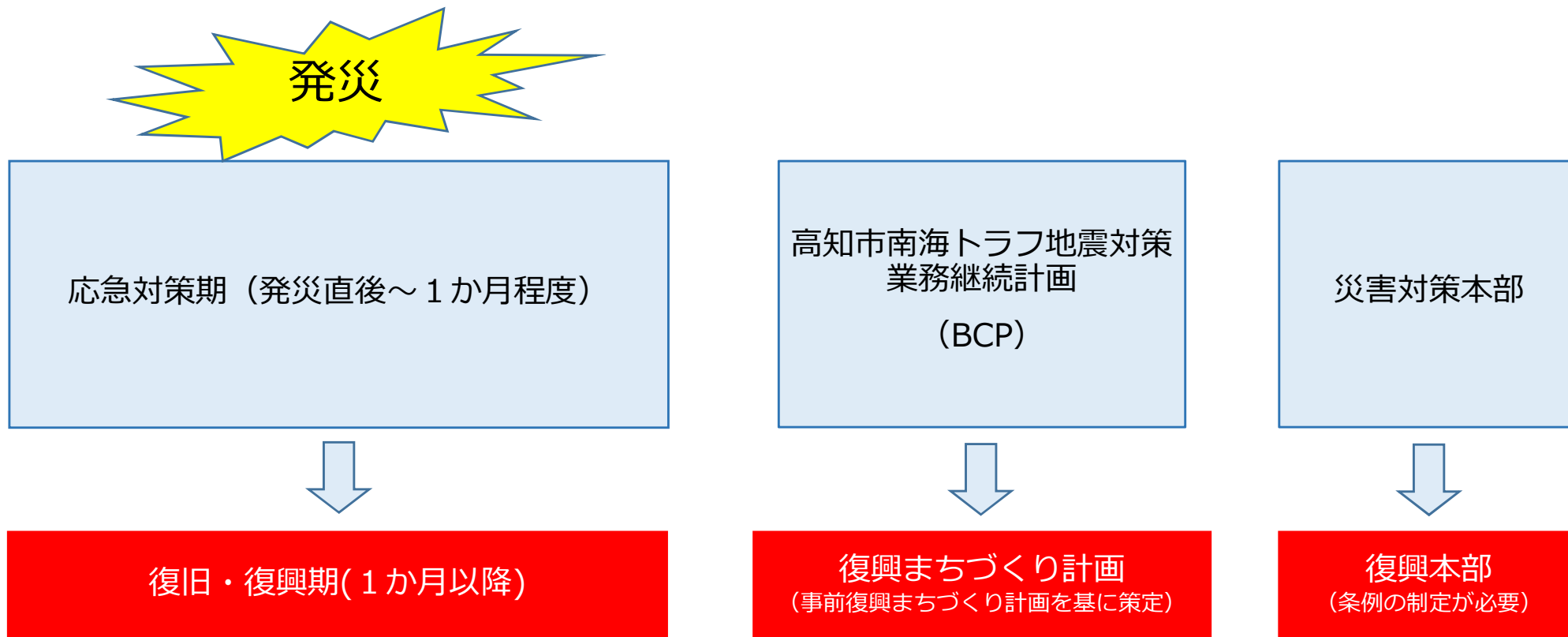
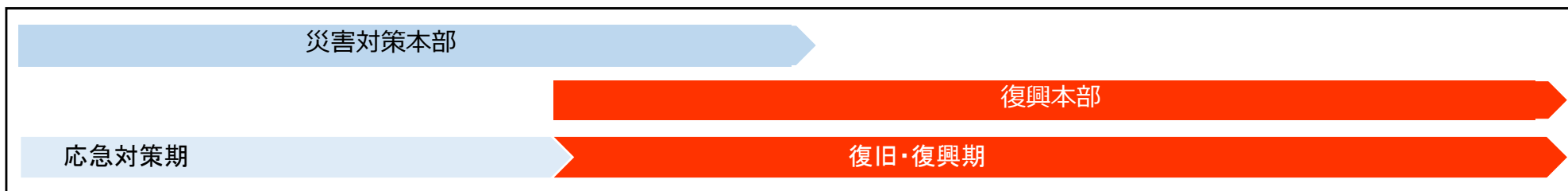


1 「事前復興まちづくり計画」における復興組織の概要



【災害対策本部から復興本部への移行時期】



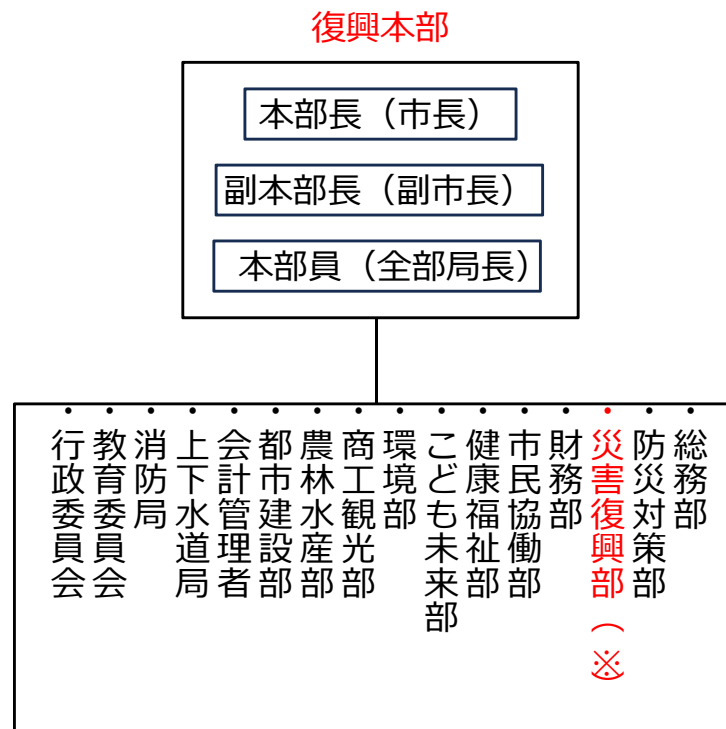
※災害対応の進行に伴い、被災地域の再建・復興を図る業務を行うため、災害対策本部と復興本部が同時に設置されることが想定される。

2 復興組織に関する事前整備の必要性

- 南海トラフ地震が発生した場合、本市では揺れや津波による甚大な被害が想定されており、震災からの復興業務は多岐にわたり、部局横断的な対応が求められる。
- 東日本大震災で被害の大きかった自治体（宮城県石巻市～岩手県釜石市）を視察し、早期復興・市民の不安解消をするため、復興に100%専念できる新しい部を創設し、専門のチームを設置することが重要であることを確認した。
- 発災後、復興に向けた業務を全庁で一体的かつ迅速に推進するため、災害対策本部とは別に、市長を本部長とした「復興本部」を設置する。

3 復興本部の体制

- 「復興本部」は、庁内における復興業務に関する意思決定機関として、本市の目指す復興後の姿を明確に示した復興方針や多岐にわたる各種復興業務を総合的かつ迅速に推進する。
- 被災状況により、本市における復興業務推進の司令塔として、各部局の統括、特に横断的又は新たな視点での対応が必要となる分野を専任で所管する「災害復興部」の設置を検討する。
- 「復興本部」の設置期間は、復興期間の目標である約8年を目途とする。



※ 被災状況や復旧・復興のフェーズの移行により、必要に応じ、職員定数に関する条例や事務分掌に関する条例の例規の整備等を行う。

4 災害復興部の事務分担

事務分担の必要性

- 災害後の復旧・復興期においては、各部局は通常業務に加えて、復興業務への対応が必要となる。
- 人員については、当面の期間、国や他自治体等からの応援職員が期待できるものの、効率的・効果的に業務に対応していくことが不可欠となるため、新たに災害復興部（仮称）を設け、復興業務の司令塔的な役割を果たす必要がある。
- 通常業務と復興業務を振り分け、または統一的に対応することが望ましい業務についての基準を以下に示す。

事務分担の基準

	既存各部局	災害復興部
役 割	・災害復興部が所管する業務以外。	・復興業務の全庁的な総合調整。 ・地域防災計画等に位置付けられた業務のうち、統一的に所管することが特に効率的・効果的な業務。
分担基準	①復興対応であっても、業務目的や趣旨が通常業務と同一と考えられる業務。 ②専門性やノウハウ、市民・事業者との関係性等の観点から、通常業務と連動して対応したほうが効率的・効果的と考えられる業務。	①事務手続や根拠法令等が、通常業務とは特に異なる復興期特有の業務。 ②複数の部局で対応が必要な業務等であって、統一的に所管することが効率的・効果的な業務。
人 員	・従来定数をベースとして、業務の増減に応じて調整。	・各部局から必要に応じた人数を異動配置。不足分は庁外からの応援職員等を配置。

5 災害復興部における各課の役割・体制

(1) 復興総務課

- ・復興本部の運営
- ・被災者からの相談の受付及び被災証明の発行
- ・国、県等の連絡及び調整
- ・用地調整に関すること

(2) 復興政策課

- ・復興方針の策定
- ・復興計画の策定
- ・復興委員会の運営
- ・復興に関する条例、規則の制定
- ・災害復興部の予算に関すること

(3) 住宅再生課

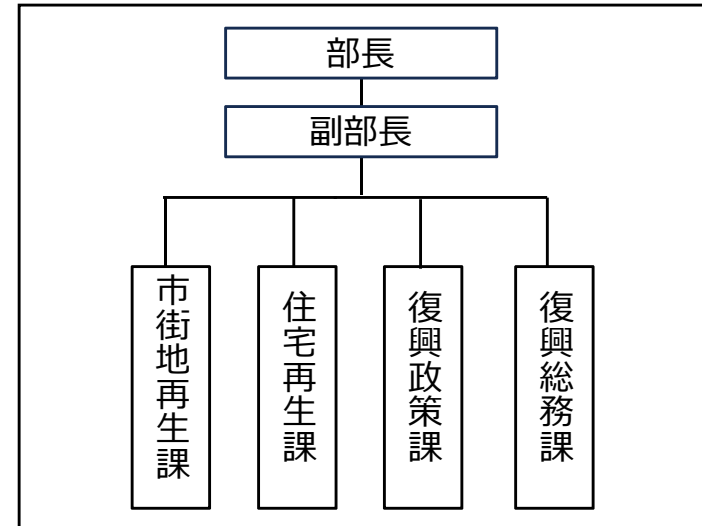
- ・応急仮設住宅の供給
- ・災害公営住宅の供給
- ・建設地の確保

(4) 市街地再生課

- ・防災集団移転促進事業

※上記以外の復興に関する業務は、各所管課で実施。

高知市災害復興部（案）



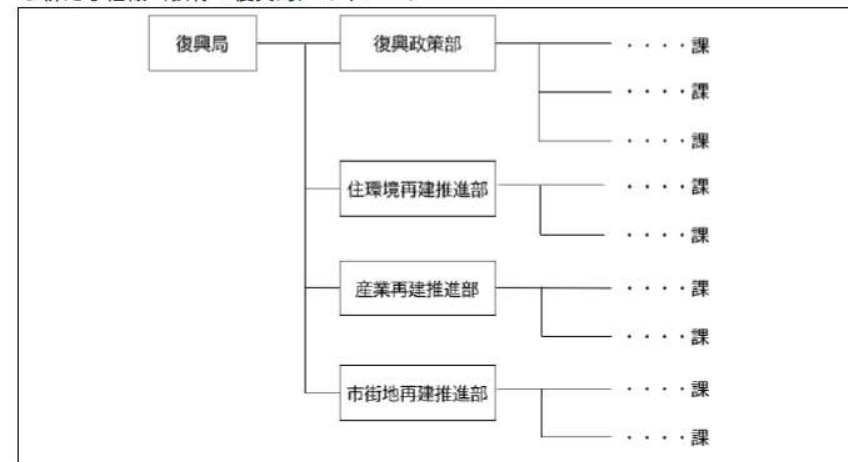
※新組織は、被災状況や市民のニーズにより、段階的に組織化する。

【参考】和歌山市事前復興計画における庁内組織

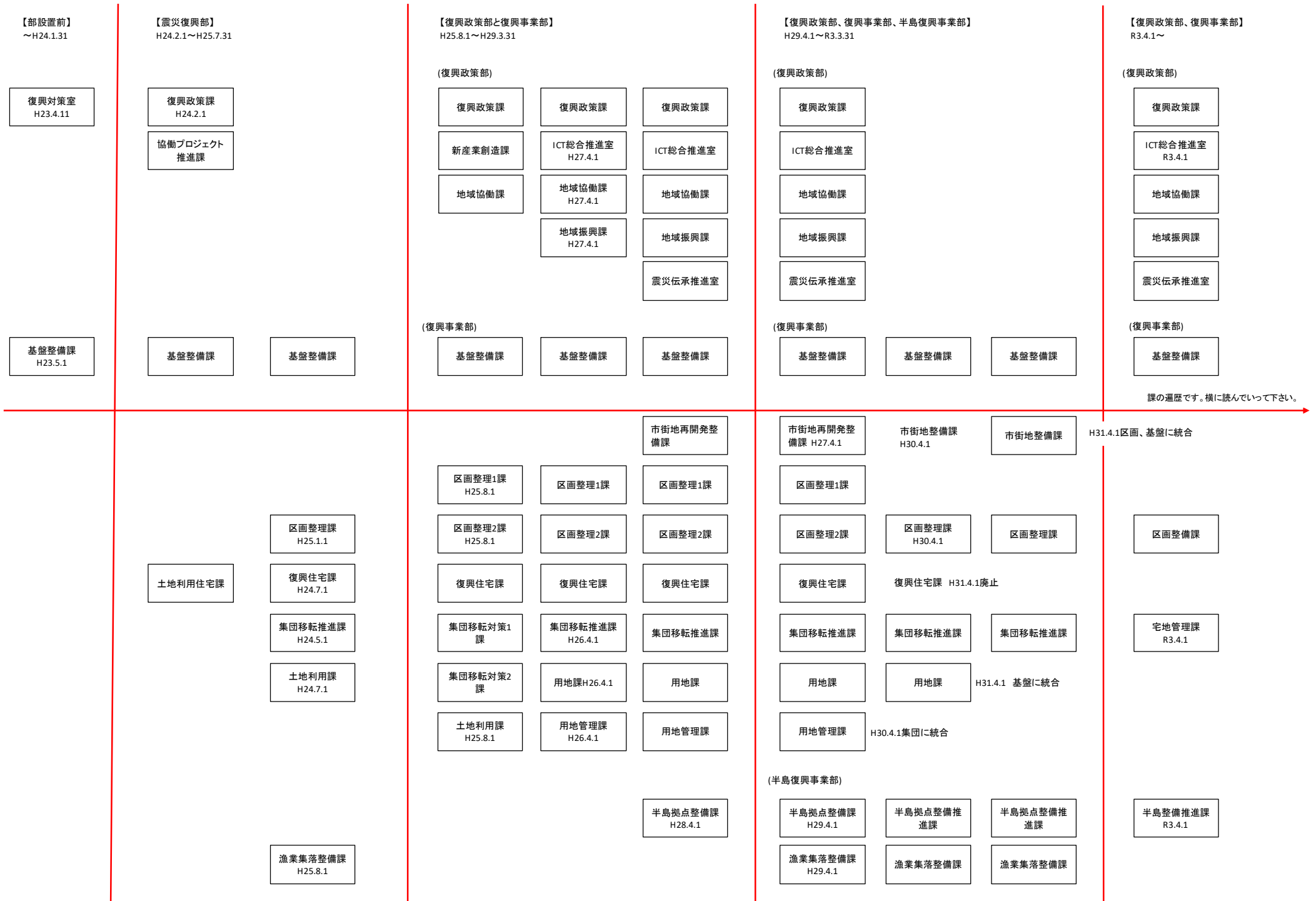
第2項 庁内組織の改正

災害復興本部体制において復興関連事業を実施していくにあたり、より機能的な組織運営を図るため、庁内組織の新設を含めた庁内組織の改正を検討します。

○新たな組織（仮称：復興局）のイメージ

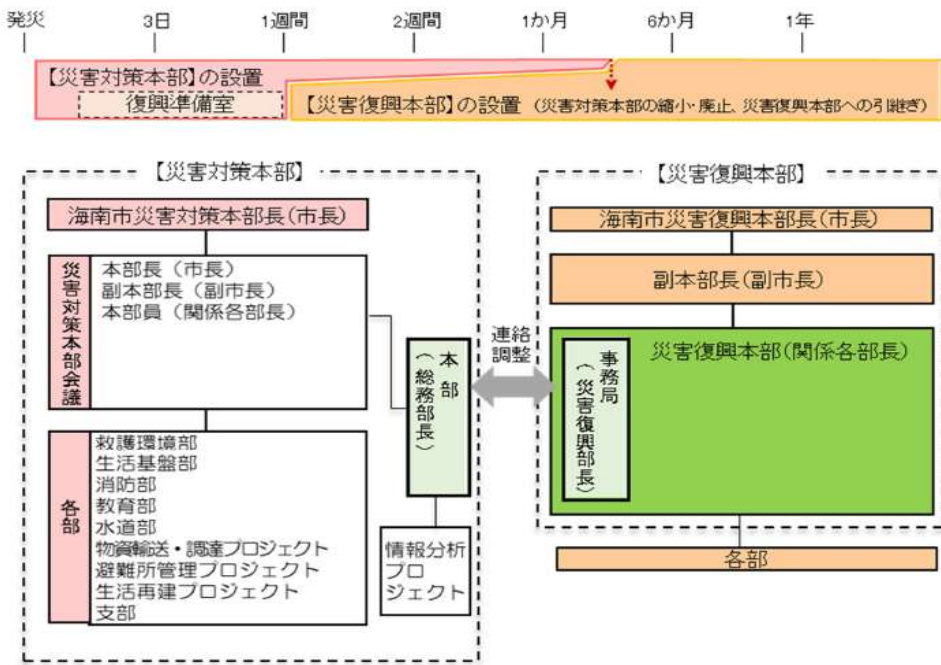


6 【参考】石巻市における復興組織の遷移



7 【参考】他自治体の復興組織（海南省・大船渡市）

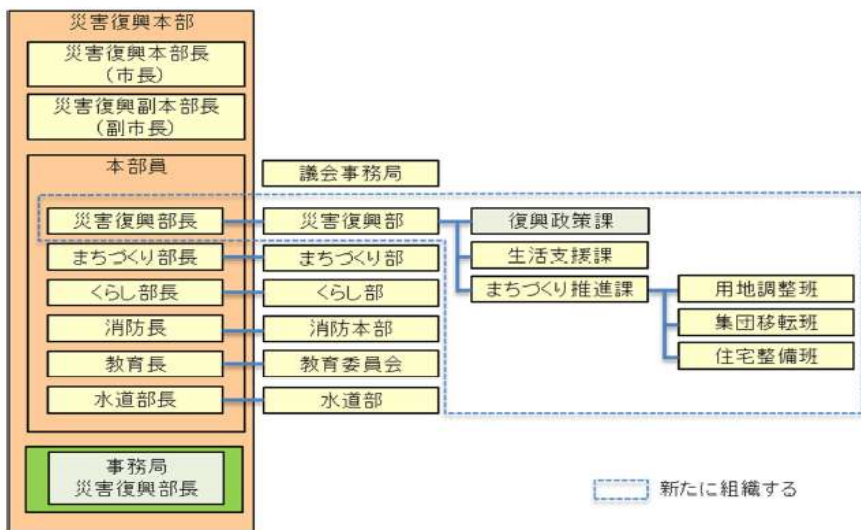
(災害対策本部から災害復興本部への移行イメージ)



(本市における初年度の災害復興本部の体制イメージ)

次頁に示す大船渡市の体制を参考に、初年度の災害復興本部の体制として、復興政策課、まちづくり推進課（用地調整班、集団移転班、住宅整備班）の設立や、東日本大震災の課題でもあった災害による肉体的・精神的ダメージを受けた被災者に対する迅速かつ総合的な支援のため、被災者の生活支援を目的とした生活支援課を応急復旧期の段階で組織することを検討します。

○体制イメージ（案）



(参考)

大船渡市における復興体制の変遷



●印は新たに設置

(出典：「大船渡市_復興記録誌『東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承』を基に市で作成)」



大船渡市災害復興局設置(平成23年3月23日)



災害復興計画策定委員会

大船渡市では、平成23年3月13日頃から復興に向けた新たな組織体制の検討に着手しました。検討にあたっては、大船渡市のチリ地震の災害誌や他市の災害誌を参考にしました。3月23日、東日本大震災からの復興を推進する専任部局として「災害復興局」が設置され、局長以下6名を配置しました。

その後、同年4月11日には、市長を本部長とする市災害復興推進本部を設置し、令和2年度まで継続して、復興の推進に取り組みました。

8 【参考】高知県復興組織体制（草案）

1 策定の趣旨

南海トラフ地震が発生した場合、本県では揺れや津波による甚大な被害が想定されており、震災からの復興業務は多岐にわたり、部局横断的な対応が必須になるため、速やかに復興業務を開始するための組織体制を事前に整備する必要がある。

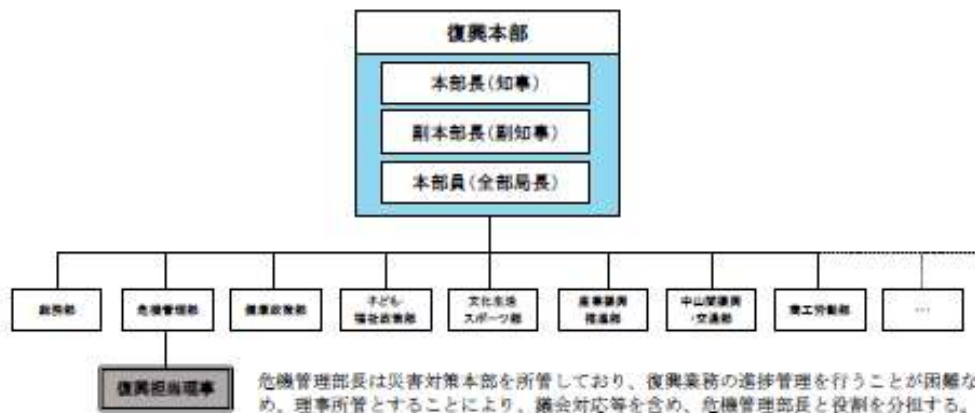
2 復興本部の体制

復興に向けた業務を全庁で一体的かつ迅速に推進するため、災害対策本部とは別組織となる、知事を本部長とした、「復興本部」を設置する。

復興本部の設置にあわせ、危機管理部内に、復興本部の運営を担い、各部局の復興業務を統括する復興担当理事を配置する。

●復興本部とは

庁内における復興業務に関する意思決定機関。本県の目指す復興後の姿を明確に示した復興方針や多岐にわたる各種復興業務を総合的かつ迅速に推進する。



3 設置の基準

県内において大規模災害が発生し、国が災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」または「緊急災害対策本部」を設置した場合を基準として、復興本部設置の検討を行う。

4 復興業務の推進体制

速やかに高知県設置条例の改正を行い、「復興部（仮称）」を設置する。

●復興部（仮称）とは

復興本部の運営を担い、各部局の復興業務を統括する専任組織。本県における復興業務推進の司令塔として、各部局の統括、特に横断的又は新たな視点での対応が必要となる分野については、専任で所管する。

